

2017年度 事業計画

はじめに

○ 国内外の環境

2016年、海外では、政治のトレンドに変化が見られた。6月、イギリスは国民投票の結果がEUからの離脱賛成派で過半数を超えた。メイ新首相はEU離脱手続きを進めているが、国内の調整に時間がかかると見られている。11月に行われたアメリカ大統領選挙では、保護主義的な移民政策や貿易政策などを掲げたドナルド・トランプ氏が勝利した。新大統領は、「環太平洋パートナーシップからの永久離脱」、「特定国民の入国制限」、北米自由貿易協定再交渉など自国の利益を優先させる保護主義的な政策を推し進めている。12月イタリアでは、親EU政権が進める憲法改正に関する国民投票が否決された。その結果、2018年とされていた総選挙が、2017年に前倒しせざるを得ない状況となった。オーストリア大統領選挙では、やり直し決戦投票の結果、与党系候補者が勝利したが、5月の第一回投票では、極右政党党首が僅差にせまっていた。EU諸国では移民政策などの統一的なEUの政策に対して、不満が台頭している。2017年はオランダ、ドイツ、イタリアで議会選挙が、フランスでは大統領選挙が行われる予定だ。他のEU諸国においても反EU、移民の流入規制を打ち出す政党が支持を伸ばしており、選挙の結果によっては、政治・経済政策に大きな変化がみられる可能性がでてきた。

一方、日本では2016年7月に参議院選挙が実施され、政権与党が圧勝した。翌8月には「未来への投資を実現する経済対策」と称して事業規模28兆円の経済対策を決定し、第三次安倍再改造内閣が発足した。更に、「働き方改革」を通じ、子育て、介護それぞれの事情に応じた働き方が可能となる社会を目指すという。

景気動向に関しては、2016年前半は株価の下落によるマイナスの資産効果の影響や、新興国経済の減速、円高、熊本地震の発生等で輸出や生産面が鈍化した。後半は個人消費の持ち直し、新興国の需要の回復、高水準な企業収益を背景に、日銀は経済の現状判断を引き上げた。1月に発表された「展望レポート」では、2016年度と2017年度の経済成長率の見通しを上方に修正した。本邦経済は、外需の穏やかな持ち直し、経済対策などを背景に、穏やかなペースで拡大すると予想されている。

○ 財団業務領域の状況

2016年4月、共生社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消の推進のため、障害者差別解消法が施行された。同法では、障害を理由とした差別的取り扱いを禁止し、合理的配慮の提供を求めている。内閣府ではホームページに、合理的配慮の具体例データ集などを作成して周知を図っている（※1）。合理的配慮に関連して、障害者の雇用の促進等に関する法律も一部改正、施行された。2018年4月からは、障害者の法定雇用率の算定基礎に精神障害者が加えられる。

同年6月、発達障害者支援法が策定以来、初めて改正され、8月に施行された。同改正では、「発達障害者の支援は社会的障壁を除去するため」に行い、乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援を行なわれることに関する国および地方公共団体の責務を明らかにするとともに、就労と教育支援も強化された。大学や高等専門学校は、個々の発達障害者の特性に応じ、適正な教育上の配慮をする必要があるとされている。日本学生支援機構によると「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」（8月）によると、2016年5月1日現在で、障害学生数は21,721人と全学生に占める在籍率は0.68%と発表され、発達障害者（診断書有）が3,442人と全体の15.4%を占めていた。

文部科学省は、2015年4月の通知に引き続き、2016年4月に「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」を教職員向けに作成し、障害に対する一層の理解と配慮を求めた（※2）。

2015年度特別支援教育に関する調査結果が公表された。同調査結果によると、通級による指導を受けている児童生徒数は、90,270名となり過去3年間で15.9%増加し、児童生徒総数に占める割合は、0.91%となった。通級指導を受ける児童生徒のうち、ADHDで16.1%、学習障害で14.6%、自閉症で15.7%、情緒障害が11.7%と、4つの障害で半分以上を占める。2年前と比較すると、ADHDが41.5%増、学習障害が22.4%増、自閉症が15.2%、情緒障害が23.3%増、となり、通級指導に通う児童生徒は毎年増えている。

※1 財団が昨年度改訂した警察版、消防・救急版コミュニケーション支援ボードが紹介されている

※2 2014年6月に公表された「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査について」によると、性同一性障害に関わる教育相談が606件報告されている。

待機児童の解消は、女性の活躍を促進する政府の重点推進政策だ。2016年4月時点の保育所等の定員は2,634,510人となり前年と比較すると102,818人増加した。しかし、待機児童数は、23,553人で、前年から386人増加している。地域間の格差の解消が今後の課題とされている。政府は、待機児童対策の切り札として、「企業主導型保育所」制度を導入した。内閣府によると、2016年11月時点で、305件、定員7,862人の助成を決定し、2017年度末までに50,000人の定員確保を目指している。保育園等を増やすには保育の担い手となる保育士の確保が必要となる。保育士の2016年11月の有効求人倍率は2.34倍（東京では5.68倍）と非常に高くなった。この状況を受けて、政府は2017年3月末まで「保育士確保集中取り組みキャンペーン」を実施し、保育士の就業促進に取り組む。

虐待、いじめ、不登校などの件数は依然として増加している。厚労省が8月に発表した、2015年度に全国の児童相談所が対応した相談件数は、前年度に比べ約16.1%増加し、過去最多の103,260件となった。共通ダイヤル（189）の導入や人々の関心の高まり、DVの増加による警察からの通告の増加等が過去最多となった理由とされている。相談内容では、心理的虐待が最も多く、次いで身体的虐待、ネグレクトと続いた。2017年4月から改正児童福祉法が施行される。同改正法により、児童相談所による自宅への臨検や捜索の手続きが簡略化され、弁護士の配置も義務付けられる。

2015年度のいじめの件数では小学校で前年比23.1%増の151,190件、中学校でも12.1%増の59,422件となり、高校等をいれると224,540件と前年比で19.3%増加した。いじめを認知している小学校数は62.0%、中学校では71.9%に及んだ(※3)。

小中学校における不登校児童生徒は、126,009人(前年度122,897人)となり、前年度に比し、2.5%増加したが、高校生では49,591人と6.7%減少した(※4)。不登校問題に関しては、9月文科省から各教育委員会教育長宛てに、「不登校児童生徒への支援の在り方について」が通知された。不登校が生じないような魅力的な学校づくり、不登校児童生徒に対する効果的な支援などに加えて、不登校特例校やフリースクールなどの活用など多様な教育機会を確保する必要があるとされている。

※3、※4) 2016年10月に文科省が公表した「2015年度の児童生徒の問題行動等教育指導上の諸問題に関する調査」

2016年12月、教育機会確保法が超党派の議員立法で成立した。全ての子どもが安心して教育を受けられる学校環境の確保と不登校の子ども達の支援を基本理念としている。

政府は、子どもの貧困対策の一環として、子供の未来応援ネットワークを形成する事業を支援する「地域子供の未来応援交付金」の交付を開始した。2016年12月20日現在で、65自治体に交付された。

2017年1月から改正育児・介護休業法が施行され、育児や介護のための休業、休暇、所定労働時間の短縮など、仕事と両立しやすい環境の整備を進めた。更に、制度の利用に際し、労働環境が害されることのないよう、雇用管理上の措置を事業主に義務付けた。更に、政府は働き方改革として、企業の残業時間を制限する方向で、調整を実施している。

政府は引き続き、地域全体で子ども・子育てを支え、障害を持つ方々を支え、地域包括ケア等介護も担うネットワークを整備していく方針だ。今後、学校、子ども園など保育施設や地域の支援拠点などの重要度は増していくものと思われ、そこで子どもたちと直接接する教職員、保育士、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどに専門性が求められることになる。財団では、子どもや家族に対する相談事業と共に、これら地域や施設への支援も継続して実施していくことで、財団の理念である「地域社会への貢献と子どもの健全な育成を通じた社会貢献」を推進する。

● 事業別具体的計画事項

I 研究助成事業

財団設立当初から実施している研究助成であるが、2016年度（第52回）研究助成は、例年どおり「心理学・医学的研究分野」および「社会学・社会福祉学的研究分野」の2分野に分けて公募を行い両分野合わせて、129件の応募があり、選考の結果20件の研究に対して総額996万円の助成を行った。

これまでの助成金は累計で1,064件、金額では5億376万円となった。

また、研究助成選考委員を座長として研究助成対象者が1年間の研究成果を発表する「研究助成成果報告会」を例年開催しており、その結果は「研究助成論文集」として一般に公表し、参考文献として購読者や各大学の図書館等に好評である。2017年度より、電子書籍化した「研究助成論文集」をバックナンバーと共にホームページに掲載する。2017年度（第53回）も有益でかつ客観的に価値が高いと認められる研究・調査・活動に対して、助成規模を堅持しつつ、継続実施する。

11月に開催予定の50周年記念助成研究の報告会は、参加料を無料とし、ホームページ等を通じて一般にも参加を呼びかける予定だ。

1. 研究内容

「心理学・医学的分野」と「社会学・社会福祉学的分野」の基礎的、臨床的な研究を助成対象とする。具体的には、乳幼児期から学齢期・思春期の子どもの問題、家族・家庭の諸問題および高齢者の問題に関する精神保健・福祉の諸領域（児童青年精神医学・小児科学・教育学・心理学・社会学・家族精神医学・人間関係学・老年精神医学等）についての基礎的、臨床的な研究を助成対象とし、応募対象者に関しては次の方針で臨むこととする。

- (1) 応募資格は国内で活動あるいは研究に従事している個人、グループまたは団体
- (2) 過去に他の機関から同じテーマによる助成を受けた研究は不可

2. 助成件数

心理学・医学的研究分野と社会学・社会福祉学的研究分野を対象に、合計20件を限度として決定する。

3. 助成金額

1件50万円を限度とする。

4. 選考方法

選考委員会で審議を行い、その答申をふまえ理事長が決定する。

なお、助成対象者は公表する。

5. 贈呈式

2017年7月～9月に財団および助成対象者の居住する地区で行う。

6. 研究成果の取扱い

(1) 報告会を開催する。

①2016年度助成者 . . . 7月

②2015年度「50周年記念研究助成」助成者 . . . 11月

(2) 論文集を発行する。

(3) 論文をホームページに掲載する。

Ⅱ 研修事業

1. 研修講座運営の基本方針

社会における精神保健領域の課題は、子どもや高齢者、発達障害児・者に対する支援、虐待やいじめ、さらに社会環境の変化による子育て、就労支援など複雑多様化している。これらの課題には、専門家のみならず地域社会全体での取り組みが必要であり、財団における研修事業では精神保健、福祉・保育領域等での専門家の育成および地域社会でこれらの問題に取り組んでいる方々のニーズに応えることができるテーマを厳選し、意欲的な講座を企画する。

2015年に財団設立50周年を迎え、財団研修事業の歴史的な役割を振り返るとともに、今後さらに迫及していくべき社会的意義のあるテーマ・課題に取り組む。研修講座の主たる対象は教育・医療・福祉・司法領域で心理的援助・支援に携わる専門家・臨床家・大学院生などである。昨年、児童福祉法等の一部を改正する法律が成立し、すべての児童が健全に育成されるよう、専門性が強化され、支援が強化されることになる。また、「公認心理師法」の動向を引き続き注視しながら、社会全体の心理的支援・援助に対する理解を高め、それらを効果的に展開する基盤作りのための研修講座を継続実施する。

研修講座の編成・運営の「基本方針」は以下のとおり。

(1) 特別講座の設置

従来実施していた各地での障害児療育および子育てに関する巡回講演会や事例検討会は、それぞれの地域で核となる心理的支援・援助の専門家の育成と地域におけるネットワークづくりに貢献した。地域の状況を精査し、さらなる地域の専門家育成・ネットワークづくりが必要とされる地域を選定して特別講座の開催や、地方都市にて参加料を無料とした「子ども・子育てフォーラム」などを開催する。

(2) 研修講座編成の継続的見直し

受講者ニーズの分析、関係学会や団体の動向、心理的支援・援助に対する社会からの要請等を把握し、さらなる充実に努める。心理的援助・支援の基本的なスキルを向上させ得るための講座と最新の研究の成果なども取り入れた実践的講座をバランスよく配置する。国家資格継続のための研修制度との連携なども模索しつつ、受講者が継続して参加し、毎回現場での実践に役立つ学びができるよう、いっそうの工夫をする。

(3) より魅力的な講座形態・内容の導入

受講者の属性により受講しやすい講座形態は異なっている（時間帯、地域等）。開催場所・形態を変更してさまざまな人が参加できるように工夫する。

(4) 講師陣の充実

「こころの臨床」「発達障害」「子ども」の各領域において、国内第一線の講師をラインアップする。そのために講師各位の財団への理解・貢献を引き出せるよう日頃のコミュニケーションを持続・強化していく。

2. 精神保健講座

研修事業部態勢の効率化、研修講座全体の収支面も考慮して、集中講座 29 講座、夜間講座 3 講座の計 32 講座を予定する。なお、期中において講師編成等内容が確定し、かつ、会場・日程等の調整ができる場合、別途、追加講座も検討する。

(1) 「こころの臨床専門講座」9 講座、「発達障害専門講座」10 講座、「子ども専門講座」10 講座と各領域のバランスを取って編成する。

(2) 前年に引き続き、受講ニーズに基づき講座内容を見直し、夜間講座の一部については、集中講座に移行し、首都圏だけでなく地方の受講者も参加できるように変更する。

(3) ホームページからの講座申込システムにより、受講者利便性を推進するとともに、携帯端末からの閲覧も可能となるようホームページの改訂を図る。
受講者への講座案内を、ホームページ閲覧による案内へ移行することにより、引き続き、ダイレクトメール等の郵送費削減や効率化に取り組む。電子メールによる講座の勧奨、申込受付の案内などタイムリーな情報提供や、受講申込みができるよう利便性を高め、満足度を向上させる。

(4) その他

- ・2日間連続の「専門講座」については、セット割引を継続実施する。
- ・2014年度より実施した受講料を低く設定した地方開催のミニ講座は、ある程度実績を重ねてきているので、今後は、新たな地域、あるいはテーマの工夫など、企画内容を見直し開催を検討する。
- ・講師陣については、分野別に実績のある講師陣を拡充するとともに、引き続き気鋭の講師候補者に対して積極的に研修企画や出講依頼を行う。

2017年度 講座編成案

(1) こころの臨床専門講座

①集中講座

開催日程	講座名	講師	会場	定員
2017/07/01(土) ～07/02(日)	<夜間より移行> 対人援助職とアサーション WS	創価大学大学院 教授 園田 雅代 ほか	当財団 講義室	60
2017/07/08(土)	アセスメント技術を高めるために	大正大学心理社会学部 教授 近藤 直司	当財団 講義室	60
2017/08/12(土)～13(日) 08/26(土)～27(日) 09/09(土)～10(日)	ロールシャッハ解釈法(片口法)・初級コース	専修大学人間科学部 特任教授 藤岡 新治 ほか	当財団 講義室	60
2017/09/23(土) ～09/24(日)	心理療法とアセスメント	大正大学心理社会学部 教授 近藤 直司 ほか	当財団 講義室	80
2017/10/01(日)	パーソナリティ・アセスメント<初級>	放送大学大学院臨床心理プログラム 教授 小川 俊樹 ほか	当財団 講義室	80
2017/10/21(土) ～10/22(日)	さまざまな面接と支援に家族療法を活かすには	IP1統合的心理療法研究所 顧問 平木 典子 ほか	当財団 講義室	80
2017/12/02(土) ～12/03(日)	パーソナリティ・アセスメント<入門>	放送大学大学院臨床心理プログラム 教授 小川 俊樹 ほか	当財団 講義室	80
2018/02/10(土) ～02/11(日)	パーソナリティ・アセスメント<中級>	放送大学大学院臨床心理プログラム 教授 小川 俊樹 ほか	当財団 講義室	45
未定	心理専門職のための「ケースに学ぶ子どもの心理臨床」	当財団 すこやか育成相談室 室長 野並 美雪 ほか	当財団 講義室	80
合 計	9 講座			

②夜間講座

開催日程	回数	講座名	講師	会場	定員
2017/06/07～07/05 (水)	5	21世紀の精神医学とパーソナリティ障害	三田精神療法研究所 所長 牛島 定信 ほか	当財団 講義室	45
2017/09/28～10/26 (木)	5	(仮)夢分析入門	学習院大学文学部 教授 川崎 克哲	当財団 講義室	45
未定	4	認知療法の基礎を学ぶ (2時間コース)	認知行動療法研修開発センター 理事長 大野 裕 ほか	当財団 講義室	45
合 計	3 講座				

(注)継続講座については、前年度の「講座名」を掲載しているものがあります。(以下同様)

※「集中講座」・・・土・日曜、祝日開催講座

※「夜間講座」・・・平日の夜間開催講座(毎週曜日を決め、4～5回のシリーズ開催)

(2) 発達障害専門講座

①集中講座

開催日程	講座名	講師	会場	定員
2017/07/01(土) ～07/02(日)	トラウマ処理とその周辺3	浜松医科大学 特任教授 杉山 登志郎 ほか	名古屋	150
2017/07/23(日)	事例検討で学ぶ発達障害と心の育ち	名古屋大学医学部附属病院 准教授 岡田 俊	当財団 講義室	60
2017/07/29(土) ～07/30(日)	自閉症スペクトラム支援の実践知をつなぐ	横浜国立大学 教授 渡辺 匡隆 ほか	当財団 講義室	80
2017/07/30(日)	発達障害等のある子と家族を 仮に理解して出来る支援を考える	こころとそだちのクリニック むすびめ 院長 田中 康雄 ほか	札幌	120
2017/09/02(土) ～09/03(日)	発達障害の理解と支援	筑波大学大学院 教授 宮本 信也	当財団 講義室	60
2017/10/14(土) ～10/15(日)	読み書き困難のある児童生徒を支援するICTの活用	東京大学先端科学技術研究センター 准教授 近藤 武夫 ほか	東京	60
2017/10/22(日)	<札幌> 子ども・子育てフォーラム	こころとそだちのクリニック むすびめ 院長 田中 康雄 ほか	札幌	150
未定	成人の発達障害への多面的サポート	昭和大学発達障害医療研究所 所長 加藤 進昌 ほか	当財団 講義室	80
未定	子ども療育相談センター公開講座 (仮)自閉症スペクトラム児に今必要なかわりとは	当財団子ども療育相談センター センター長 山藤 由紀 ほか	当財団 講義室	80
未定	<大阪> (仮)自閉スペクトラム症の臨床Update	京都大学大学院医学研究科 教授 十一 元三 ほか	大阪	120
未定	<福岡> アタッチメントとトラウマの理解と支援	九州大学大学病院 特任講師 山下 洋 ほか	福岡	120
合 計	11 講座 (含むフォーラム)			

②夜間講座

なし

(3) 子ども専門講座

①集中講座

開催日程	講座名	講師	会場	定員
2017/09/16(土)	学校現場に活かせる問題解決のための カウンセリング技法	明治大学文学部 教授 諸富 祥彦	当財団 講義室	60
2017/09/17(日)	予防と成長支援の学校カウンセリング	明治大学文学部 教授 諸富 祥彦	当財団 講義室	60
2017/10/07(土) ～10/08(日)	現代の思春期・青年期を考える	三田精神療法研究所 所長 牛島 定信 ほか	当財団 講義室	80
2017/10/14(土) ～10/15(日)	関係を育てる心理臨床	花クリニック精神神経科 臨床心理士 田中 千穂子	当財団 講義室	60
2017/10/28(土) ～29(日)	乳幼児のこころと子育て	クリニックおぐら 院長 小倉 清 ほか	当財団 講義室	80
2017/11/12(日)	子どもの「依存」する心理	赤坂診療所 所長 渡辺 登	当財団 講義室	80
未定	(仮)臨床心理士のための子育て支援講座	国際医療福祉大学大学院 特任教授 飯長 喜一郎 ほか	当財団 講義室	80
未定	(仮)虐待の連鎖を断ち切るには？	国立成育医療研究センター 副院長 こころの診療部 部長 奥山 真紀子 ほか	東京	120
未定	(仮)ものいわぬ子どもの危機と愛着	LIFE DEVELOPMENT CENTER 渡邊醫院 副院長 渡辺 久子 ほか	当財団 講義室	80
未定	(仮)子どもの援助者のための 「怒り・落ち込み」と上手につきあう方法	東京成徳大学 教授 石隈 利紀 ほか	当財団 講義室	50
合 計	10 講座			

②夜間講座

なし

Ⅲ 子ども療育相談センター(相談事業 1)

1. 子ども療育相談センター運営の基本方針

発達障害者支援法が改正され、①ライフステージを通した切れ目のない支援、②家族などを含めたきめ細やかな支援、③地域の身近な場所で受けられる支援、の3つのポイントが示された。このような改正に基づき、発達障害の特徴を持つ乳幼児に対する支援のシステムは年々拡充され、乳幼児健診後の支援の場は地域に用意されるようになった。

地域における切れ目のない支援は、地域で生活していく家族にとって必要不可欠なものであるが、一人ひとりの子どもの持つ発達の可能性やそれぞれの家族の持つ潜在的な力を掘り起こしていくことを目指したより専門性の高い療育の必要性については変わらないところである。安定的な地域生活を目指した支援ではなく、自閉症スペクトラムや注意欠陥多動性という特徴的な行動を示す子どもの発達を押し上げるために必要となるより個別的な療育や、家族が子どもを成長させるために必要とされる持続的な対応をしていく力をつけていくためのトレーニングも必要となってくる。一人ひとりの子どもと家族が歩んでいく人生はそれぞれ違いがあり、各年齢段階における様々な問題を乗り越えていく力を子どもにも家族にも備えさせる必要がある。

当センターで目指してきた「より専門性の高い療育」については、変化する子どもと家族の状態を確かめつつ、これまで構築してきた自閉症に対する療育をベースに新たな視点から、子どもと家族の可能性を見つけていくための取り組みを継続する。また、これまで取り組んできた地域支援活動、児童発達支援事業や特別支援教育に携わる職員に対する実践研修を継続し、自閉症スペクトラムに対する専門性の向上に寄与していく。

今年度も、引き続き自閉症スペクトラムの特徴を持つ子どもと家族一人ひとりのより豊かな人生の実現に向け、効果的な療育実践を行なうために必要な内容について研究を進め、新しい提案を行なっていく。

2. 相談

1) 説明会

当センターでの療育についてより詳しい情報を得ることを希望する保護者に対して説明会を実施する。希望に応じて個別の相談を受け、療育希望者に対しての対応の幅を広げる。

2) 事前相談

乳幼児期の心身の発達に関して、地域の専門機関（保健センター、児童発達支援センター、医療機関等）で必要なケアを受け、より専門的な療育の必要性が認められた子どもの申し込みに対して、可能な限り迅速な対応を行う。事前相談では、子どもの行動を観察することに重点を置く初回相談の前に、まず保護者に来所してもらい、センターの基本方針を含む説明を行うとともに、子どもの現状や希望する療育内容、ニーズについての聞き取りを行う。この事前相談の内容から療育の必要性と緊急性について確認し、初回相談に向けて必要な調整を行う。

3) 初回相談（インテーク）

初回相談は、子どもと保護者で来所してもらい、事前相談で得た情報をベースに、複数の担当職員がより詳細に子どもの行動観察を行ない、子どもの行動や発達の特徴を把握する。家族からは、子どもの生育歴や日常生活における行動の様子等の聞き取りを行い、子どもの発達を促す具体的関わりや環境の整え方についての包括的な検討を行なう。療育の必要性については地域の専門機関や医師からの情報等を考慮に入れ、この初回相談における直接観察（発達検査等を含む）の結果からその開始時期等を含め相談する。

4) 継続相談

(1) 療育相談

自閉症スペクトラムを中心とした発達障害のある子どもと家族に対する療育相談では、対象となる子どもの「年齢や行動特徴」、「利用している地域の通所支援の内容」、「家族のニーズ」、「家庭での具体的な対応の可能性」について確認し、より個別的でかつ専門性の高い療育を実施する。必要に応じて幼児が所属している機関等に対する連携・支援を行なう。

(2) 発達相談

一人ひとりの現状と家族のニーズ等から、継続的に発達の状態や行動特徴の把握を行なう。幼稚園や保育園での活動状況などを踏まえた上での経過観察を含めた相談も併せて行ない、必要に応じて療育相談を提案する。

(3) 教育相談

幼児期に定期的に療育相談に来所していた子どもと家族に対して、継続的に発達の状態や行動特徴の把握を行なう。学校集団での活動状況などを踏まえた上での経過観察を含めた相談も併せて行なう。必要に応じて学校等との連携をとりながら学校支援に向けての活動を行なう。

5) 療育・相談を支えるサービス

(1) 社会生活スキル獲得プログラムの実施

学齢期の療育相談来所児を対象に、社会生活スキル獲得プログラムを継続して実施する。自閉症スペクトラムの特徴を持つ子ども一人ひとりの年齢、能力を踏まえたうえで、行動の改善や新たなスキル獲得の可能性に向けた療育の必要性を検討するための情報収集の機会とする。

(2) フォローアップ相談会の実施

幼児期に療育相談を受けた子どもと家族に対して、それぞれの年齢段階での継続的なフォローアップ相談会（近況報告を含む）を実施し、有効な継続相談に繋げる。

(3) 療育講演会の実施

これまで療育相談を受けてきた来所児の家族に対し、成人期の生活・就労を中心とした福祉情報を伝え、将来の家庭生活、職業生活、地域生活について改めて考える機会を作る。

3. 支援

(1) 研修

地域の障害児通所支援等で障害児の発達支援に携わる職員や特別支援学校・学級等で障害児教育に携わる教員を対象に、参加型の療育実践セミナーを継続する。

(2) 地域支援

地域の行政機関などからの要請を受け、児童発達支援事業所へのスーパーバイズや保育園への巡回指導などの地域に根ざした多様なサービス場面に直接出かけ、保育士や他の専門職とともに子どもと家族の支援に取り組みながら、地域資源の内容の充実に協力する。

(3) 対外支援

公的機関や関連団体からの要請を受け、講座・研修会の講師として出講し、蓄積してきた専門情報を提供する。

4. 研修・研究

(1) 学会・研修会への参加・発表

日本特殊教育学会や日本自閉症スペクトラム学会を中心に、研究成果や新たな試みについて積極的に参加・発表する。必要な研修に積極的に参加し、更なる専門性の向上のための研鑽を積む。

(2) 研究会活動の実施

参加型の実践セミナーを中心とした自閉症スペクトラム児の指導や相談に従事する専門職との情報交換を継続する。特に学齢期の子どもの地域生活や教育機関での対応等を把握し、より有効な療育内容を整理する。「自閉症スペクトラムの特徴や発達障害のある人たちの価値ある人生」を具現化するためのユニークなアイデアや方策を提案可能とする研究課題の検討を行う。

IV すこやか育成相談室(相談事業2)

1. すこやか育成相談室運営の基本方針

子どもの成長過程に見られる著しい不適応行動は、その多くが不安や精神的ストレスが影響して生じているため、指導的関わりのみではおさまりにくく、養育者が子育てに悩むケースは少なくない。そこで、当相談室では、養育者と協力し、子どもの不安・精神的ストレスの軽減と心理的成長を促す心理相談を進め、あわせて養育者への心理的サポートも行う。

また、このようなケースが増加し、学校・幼稚園・保育園において子どもへの対応に苦慮していることは社会的問題ともなっているため、教員・保育士への支援を積極的に行う。

相談業務において得られた実践的知見をもとに、講座・講演会および学校・幼稚園・保育園への巡回相談等を行い、子どもの育成に関わる専門家への支援を目指し、実践的知見の深化を図るため研究業務を推進する。

2. 相談

1) 子どもへの心理相談

ケースに応じて、相談技法の有効な組み合わせ方を探るとともに、相談技法を工夫・開発する。具体的には、遊びを媒体とした心理相談およびカウンセリングを中軸に、視覚的媒体やロールプレイ、集団療法的アプローチ等を積極的に活用していく。統合的な心理相談の実施により、多岐に亘る以下の相談ニーズへの対応を目指す。

・情緒・行動に関する問題

不登校、集団不適応（活動に参加できない、ルールにゆえない、暴言・暴力、他）、対人関係における問題（トラブルが多い、コミュニケーションが苦手、いじめ、他）、情緒不安（過緊張、気分の浮き沈み、他）など

・習癖的行動・身体症状に関する問題

習癖（摂食・排泄関連、爪かみ、他）、強迫的行動、心理的要因による体調不良など

・親子・家族関係の問題

子どもの家族に対する問題行動、家族の子どもに対する問題行動など

・発達の特性に関する心理的問題

自己肯定感の低下による情緒面・行動面の問題など

2) 養育者・家族への心理相談

子どもについて心配があり相談を申し込む時、養育者・家族に不安の増幅や自信の低下が生じている場合があるため、相談を通して気持ちの安定を図る。その上で、子どもの心理・発達の状態について理解を深め、子どもへの関わり方や必要な環境調整について具体的に検討し、養育者・家族が実践していけるように話し合いを進める。親子・家族関係の変容をねらい、個別の面接（母親面接・父親面接など）を重ねて、両親面接および子ども・養育者との家族面接を積極的に導入する。

3) 他機関との連携の推進

(1) 学校・保育園・幼稚園との連携

学校・園での不適応行動として症状を表す子どもは多く、そこで適切な援助が得られることは、問題状況の改善および子どもの心理的成長に重要である。また、対応の難しいケースについては、学校・園からの連携ニーズも高い。子どもへの理解を深め、学校・園での具体的な援助方法を見出すことを目的に、教員・保育士との連携を行う。

(2) 支援機関の選択と紹介

当相談室の心理相談と並行して、ケースに必要な支援機関を選択し、紹介する。支援がスムーズに開始・継続されるために、子ども・家族と紹介先機関をつなぐ役割を担う。

(3) サポートネットワークの構築

他機関との適切な役割分担と協力によって支援を行うことにより、子どもに深刻な問題がみられるケースや、家族関係の問題が複雑化しているケースにも対応していく。具体的には、医療機関、公立相談機関（児童相談所、子ども家庭支援センター、保健所など）、教育・保育機関などさまざまな機関と綿密に連携し、複数の機関が共通理解のもと支援を進めるサポートネットワークの構築を目指す。

3. 支援

2017年度は、当財団研修講座の企画・実施が5回目となるにあたり、新たなテーマ設定を試み、子どもの心理相談における集団療法的アプローチの活用について取り上げる。

2016年度は保育士、教員、入所施設職員、心理士、保護者などさまざまな対象の研修会・講演会の出講依頼に対応した（計6回）。保育園巡回相談では、小学館集英社プロダクション運営の保育園（19園 計39回）、ベネッセスタイルケア運営の保育園（9園 計27回）への支援を実施、豊島区教育委員会の要請により、「豊島区特別支援教育専門家チーム巡回相談」の講師として区立小学校4校を訪問し、教員への助言を行った。2017年度も継続実施する。

- 1) 心理職を対象とした当財団研修講座の企画・実施
- 2) 研修会・講演会の講師依頼への対応
- 3) 保育園・幼稚園・小中学校等における巡回相談の実施

4. 研究

臨床現場から発信する実践的研究の特色を活かし、心理相談における多様なケースの質的分析を進め、相談技法の有効な組み合わせ方および相談技法の開発を行う。その成果を講座・講演会等において報告し、他専門家との意見交換によって深化を図り、実践に携わる方々に活用される内容にしていくことを目指す。

学会・研究会および室内の事例検討会（小倉清アドバイザー：クリニックおぐら院長・児童精神科医、平木典子アドバイザー：IPI統合的心理療法研究所顧問・臨床心理士）において最新の実践・研究を学び、相談員の質的向上を図る。

V 出版・啓発事業

本事業は、児童青少年を中心とした精神保健に関わる当財団の公益目的事業の成果・知見を還元し、社会の福祉に貢献することを目的とし、各事業を通じてその活動を行う。

1. 出版

研究助成の成果をまとめた「研究助成論文集（第52号・2016年度版）」を本年10月に刊行予定である。「見てわかるビジネスマナー集」、「見てわかる社会生活ガイド集」は、当事者や関係者に周知されるよう引き続き普及に努める。「自閉症課題百選」を始め、絶版となっている書籍については、電子書籍化し、リファレンスサービスを行う。

2. コミュニケーション支援ボード

2016年度は、「警察版」および「救急用」のコミュニケーション支援ボードを警視庁、東京消防庁と明治安田生命保険相互会社の協力のもとリニューアルし、全国の警察および、東京消防庁へ寄贈した。

電話やメールなどの問合せにより、各種コミュニケーション支援ボードが、全国の公共団体や関連団体、企業などにより活用され、開発が続けられている様子であるので、2017年度も「災害時用コミュニケーション支援ボード」のほか、「救急用」「警察版」「鉄道駅用」「店舗用」など多様な「コミュニケーション支援ボード」を引き続きホームページに掲載し、普及に努める。

3. ホームページ

2016年度末に、ご利用者の利便性を図り、より活用していただくために、ホームページをスマートフォン対応型にリニューアルした。

2017年度も、受講生に最新の講座情報を確認していただくための「研修講座の最新ニュース」やその他「財団のお知らせ」としてタイムリーに最新情報を掲載する。